

後期高齢者医療被保険者証が8月に更新されます

8月1日からお使いいただく新しい保険証（青色・有効期限は令和7年7月31日まで）を、7月中に簡易書留郵便でお送りします。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。

なお、現在ご利用の被保険者証（水色）は、8月1日から使用ができません。有効期限が切れた後は、内容が読み取れないように、細断して処分していただくか、住民課総合窓口・または古里出張所までご返却ください。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、**12月2日から紙の保険証の交付は終了となります。**12月1日までに交付された青竹色の保険証は、記載内容に変更がなければ、有効期限（最長で令和7年7月31日）までお使いいただけます。

【3割負担の対象外となる場合があります】
 の対象外となります。
 ①昭和20年1月2日以降生

住民税課税所得が145万円以上でも、以下
 世帯の被保険者のおよび同じ
 まれの被保険者および同じ
 賦課の
 もととなる所得金額の合計

【有効期限】新しい被保険者証の有効期限は、令和7年7月31日までとなります。

【負担割合】医療機関にかかる際の自己負担割合は、令和6年度（令和5年中）の住民税課税所得や収入に応じて、以下のとおりとなります。

判断基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者1人の場合は200万円以上（2人以上の場合は320万円以上）	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

住民課からの
お知らせ

額が210万円以下の場合
 ②令和5年中の収入額が下記の条件を満たし、基準収入額適用認定がされた場合
 ・被保険者が1人：収入額が383万円未満
 ・383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70〜74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円以上）
 ・被保険者が2人以上：被保険者全員の収入合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の更新について

過去に交付されたことがあり、8月以降も交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬頃に普通郵便でお送りします。新しい認定証が届きましたら、記載内容をご確認ください。
 また、現在お使いの認定証は、有効期限が過ぎた8

月1日以降、個人情報に留意の上、ご自身で破棄していただくか、住民課総合窓口係までご返却ください。

なお、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、**12月2日から限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の新規交付は終了となります。**12月1日までに交付された認定証は、記載内容に変更がなければ、有効期限まで（最長で令和7年7月31日まで）お使いいただけます。

※マイナンバーカードの健康保険証利用（申し込み手続きなど）に関するお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル
 ☎0120(95)0178
 平日は午前9時30分〜午後8時まで、土日祝は午後5時30分までご利用可能です。
 ※その他のお問い合わせは、住民課
 ☎83-2182